

質問回答書

2019年1月23日

入札件名：「仙台市政だより」への広告掲載
 入札公告日：2018年12月26日

整理番号	項目	質問	回答
1	入札参加資格	一般競争入札参加申請書の様式において、添付書類に前年度法人市民税に係る納税証明書と記載されているが、市税の滞納がないことの証明書または法人市民税の申告書の写し等で代用してよいか。	<p>前年度法人市民税に係る納税証明書は、入札参加資格(7)「前年度分の法人市民税の本市への納付実績があること」を満たしていることを確認するためにご提出いただくものです。この趣旨を踏まえ、下記①～③のすべてが入札参加申請書に添えて提出される場合は、代用可とします。</p> <p>①前年度分の法人市民税確定申告書（受付印の押印があるもの）の写し ②法人市民税領収証書（領収日付印の押印があるもの）の写し ③市税の滞納がないことの証明書（写し可。2018年10月1日以降発行のものに限る。）</p>
2	入札書・見積書	本年10月施行の消費税いわゆる10%を加味した金額にすべきか。それとも書面通り8%で記載すべきか。	<p>入札書及び見積書には、消費税相当額を除いた金額を入札額、見積額として記入してください。</p> <p>また、積算内訳書(様式3)は入札書と対応するものであるため、消費税相当額の記入欄を削除して様式を修正いたします。改正後の様式をウェブページに掲載しましたので、ダウンロードして使用してください。</p>
3	広告掲載料に係る消費税	契約後の御支払において、本年10月からは施行開始された新消費税額(10%)にて御支払する事になるか。	<p>2019年10月1日以降の広告掲載に係る広告掲載料には新税率(10%)が適用される見込みです。落札金額にその100分の8に相当する金額を加算した額をもって契約を締結し、2019年10月1日に新税率が施行された場合は、当該施行日以降に係る広告掲載料について新税率を適用する変更契約を締結することとなります。</p>
4	広告内容	28年度入札時点での仕様書には、葬儀関係、墓石等、「死」を連想させるものなどは掲載不可と記載があったが撤廃されたのか。	<p>2017年度より、葬儀関係、墓石等の広告も掲載可能としています。広告内容については、関係法令、仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準等の関連規定のほか、市政だよりの記事の内容を総合的に勘案して当該広告の掲載可否、掲載位置等を審査しますので、疑義がある場合は入稿前に広報課へご相談ください。なお、前回入札は2016(平成28)年1月に行っています。</p>

質問回答書

2019年1月23日

入札件名：「仙台市政だより」への広告掲載
 入札公告日：2018年12月26日

整理番号	項目	質問	回答
5	広告内容	過去の広告において広告審査に通らなかった業種や内容を可能な限りで構わないので開示されたい。	関係法令、仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準等の関連規定に反するものは、広告の掲載を認められません。
6	仕様書	仕様書5(2) データの入稿方法は「ギガファイル便」等のファイル転送サービスで問題ないか。	本市ではファイル転送サービスは使用できませんので、その他の方法(メール等)で入稿してください。
7	仕様書	仕様書5(2) 最終校正出しでは、広報課において代理店へ原稿渡しとあるが、色校正が不要な広告主様の場合、メールにて最終データ確認で問題ないか。勿論、広告主様より本紙色校正が必要との要望があった場合には指定の時間にお伺いし、最終校正戻しを行う。	最終校正出しは、広報課において原稿(本紙)のお渡しまたはPDFで送付します。最終校正を戻した以降の修正はできないことを踏まえ、校正をお願いします。
8 (追加)	仕様書	掲載業種で、霊園・葬祭業、司法書士・弁護士・税理士等の各事務所など、掲載枠数の制限はあるか。	3つの広告掲載枠の中に、同じ業種の広告を掲載することは可能です。
9 (追加)	広告内容	市内・県内の事業者でなくても掲載可能か。インターネット販売業など。	市内に本店、支店、事務所等を有する事業者でなくとも広告主となつていただくことは可能です。ただし、通信販売業に関しては、消費者保護の観点から、広告主の業態等について検討のうえ、掲載可否を決定していますので、あらかじめご承知おきください。
10 (追加)	仕様書	掲載広告一覧を提出した後の掲載業者の変更は可能か。	掲載広告一覧は、広報課が指定する期日までに掲載業者を確定の上、提出願います。
11 (追加)	仕様書	仕様書に各広告スペース複数スポンサー可とあるが、2分割に限らず、4分割でも可能か。	仕様書の「複数スポンサー可」は、全号(12回)を1つのスポンサーとしないことも可能であることを意味し、1つの広告枠を複数のスポンサーで分割することは不可です。
12 (追加)	広告内容	同業種が並列で掲載される点は問題ないか。	同一広告主がチェーン店の広告を出す場合などは掲載可とすることがありますが、複数の広告主が同一業種の広告を出す場合など意匠上煩雑になるものはお控えいただいております。案件ごとの判断が必要ですので、詳しくは広告主の選定の際に広報課にご相談ください。